

公益社団法人日本看護科学学会 研究助成選考細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本看護科学学会（以下「本会」という。）が、研究助成規程により看護学の発展、大学院生・ポストドクターの育成及び支援に資することを目的として助成を行うための選考に関する必要な事項を定める。

(実施)

第2条 選考は定款施行細則第18条に定める「研究助成選考委員会（以下、委員会）という。」が行う。

(委員会)

第3条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定する。（委任状の出席は可とする）

3 前項の決議について特別な利害関係（申請者と同じ研究室、共同研究者等）を有する委員は、その議決に加わることはできない。この場合、その委員の数は前項の委員の数には算入しない。

4 委員会の議事は、議事録を作成し、理事長に報告する。

5 委員は、無報酬とする。ただし、交通費は実費を支給する。なお、外部有識者については本会規定により報酬を支給することができる。

6 委員会の庶務は、本会事務所が行う。

(対象事業)

第4条 研究助成の選考対象事業は以下とする。

- (1) 正会員（大学院生・ポストドクター）が研究を行うための挑戦的課題研究助成
- (2) 正会員（除く大学院生・ポストドクター）が研究を行うための指定課題研究助成

(助成対象)

第5条 挑戦的課題研究助成は、研究開始年度の年会費を納め、大学院等の在籍証明を有する者とする。指定課題研究助成は、大学院生・ポストドクター以外で、申請時点で年会費を3年以上納めている者とする。

(選考基準)

第6条 対象事業について以下の選考基準に基づき選考を行う。

- (1) 研究課題の学術的重要性（意義、オリジナリティがある）
- (2) 研究方法の妥当性（研究目的を達成するための研究方法等が具体的かつ適切である、研究経費が研究計画と整合性がとれたものとなっている）
- (3) 関連する学問分野への貢献度（将来に発展の可能性がある）

(その他)

第7条 この細則にあるもののほか、選考に関し必要な事項は研究助成選考に関する申し合わせにより行うものとする。

附則

1 この細則は、2022年6月30日から適用する。